

# データ連携の考え方について (案)

# 1 全体概要

## i. データ連携の目的

- 政府部内における情報の利活用・共用を促進し、業務をより一層効率化・高度化する。
- 申請時における添付書類の削減、事務処理時間の短縮等を実現し、国民等利用者の利便性、サービスの質を向上する。

(「中間取りまとめ」より)

## ii. データ連携の類型等

本研究会においては、政府部内の情報を次の2類型に分類<sup>※</sup>し、それぞれについてニーズ等を把握・分析

### (1) 行政内部業務等情報の共同利用

- ・国の行政機関における内部業務の遂行のために利用している情報を、関係府省間で共同利用すること。
- ・行政内部業務等情報の共同利用を通じ、業務の効率化・高度化を目指す。

➡ 統合・集約化、業務・システムの最適化と親和性が高く、一定の効果が見込まれる(p2~4参照)

### (2) 国民・企業等情報の相互利用

- ・国の行政機関への申請・届出等に係る国民・企業等の情報を、関係手続・システム間で相互利用すること。
- ・国の行政機関への申請・届出等における添付書類の削減等を通じ、国民・企業等の負担軽減等を目指す。

➡ 国・地方・民間が相互に連携した取組みが必要(p5参照)

※ 上記のほか、国民が容易に利活用できる標準的な形式等による「行政情報の電子的提供」を広義のデータ連携ととらえることも可能と考えられる。

## iii. 今後の検討の進め方

以上を踏まえ、データ連携の推進に向けた共通的な課題を整理するとともに、出来るだけ早期に具体的な効果を発現する観点から、ii(1)を中心に、技術的な実現方策等について検討。

## 2 行政内部業務等情報の共同利用に関するニーズ等

### (1) マスターデータの一元化による複数システム間での共同利用

#### ニーズ①

##### i 対象となる情報・システム(例)

- 職員の属性情報（人事・給与関係業務情報システム(人給システム)、職員等利用者認証システム(GIMA)）

##### ii 共同利用のイメージ

- 人事・給与関係業務情報システムで保有する職員の属性情報をマスターとし、オンラインで随時GIMAに反映

##### iii 期待される効果

- 両システムに対するデータ入力のための各府省関係職員の作業負担を軽減
- 各システム間における職員の属性情報に係る整合性を確保

##### iv 同様の効果の見込まれる事例

- GIMAと連携した全府省共通職員検索システム 等

(注)実際の整備に際しては、各府省のニーズ、実現可能性等について精査することが必要

#### 方針(案)

- 複数システム間で共通的に利用する情報であり、関係システム間で共有することにより、それぞれのシステムに対して必要となる作業の軽減等が見込まれるものについては、システム間連携を進めるべきではないか。
- 連携に際して、エラー時や即応性等のユーザ要求を全体として保障するため、政府共通プラットフォームにおいて、処理を全体を通して成功させるための仕組(トランザクション管理機能等)を提供することとしてはどうか<sup>2</sup>

## (2) システムの一元化による複数省庁間での共同利用

### ① 内部管理情報の共同利用

#### ニーズ①

##### i 対象となる情報・システム(例)

- 共用会議室情報（会議室予約システム）

##### ii 共同利用のイメージ

- 各府省がそれぞれで管理している共用会議室の利用状況に関する情報を共通DBに一元化し、共同で利用

##### iii 期待される効果

- 会議室の予約の際に各府省に利用状況を問い合わせていた、会議室利用職員の利便性向上
- 各府省からの会議室利用に関する問い合わせに対応していた、会議室管理担当職員の業務負担軽減

##### iv 同様の効果の見込まれる事例

- 府省共通的な訓令・通達検索
- 公用車予約 等

(注)実際の整備に際しては、各府省のニーズ、実現可能性等について精査することが必要

#### 方針(案)

- 複数府省に関係する内部管理情報であり、複数省庁間で共同利用することによって、利用職員の利便性向上や管理担当職員の業務負担軽減が見込まれるものについては、システムの一元化を進めるべきではないか。
- 政府共通プラットフォームにおいて、一元的なシステムの整備・運用を担うこととしてはどうか。

## ② 関連業務情報の共同利用

### ニーズ②

#### i 対象となる情報・システム(例)

- 製品事故情報（事故情報管理システム）

#### ii 共同利用のイメージ

- 経済産業省及び消費者庁において、それぞれ報告を受けることとなっている製品事故情報を共通DBIに一元化し、共同で利用

#### iii 期待される効果

- 関係府省間の情報共有を促進することによる業務・行政サービスの高度化

#### iv 同様の効果の見込まれる事例

- 複数の関係府省による共管法令に係る各種相談・届出 等

(注)実際の整備に際しては、各府省のニーズ、実現可能性等について精査することが必要

### 方針(案)

- 異なる業務のために収集・管理している情報であっても、それぞれが同様又は密接に関連する情報であり、当該情報を互いに共有することで業務・行政サービスの高度化が見込めるものについては、それぞれで分散して管理するのではなく、システムの一元化を進めるべきではないか。
- 政府共通プラットフォームにおいて、一元的なシステムの整備・運用を担うこととしてはどうか。
- ただし、特定の業務のために収集した情報を所掌外の府省職員が利活用することについて、目的外利用等の観点から、制度上の担保が必要か否か検証することが必要ではないか。

# 【参考】「添付書類削減の取組状況に関する調査」に係る再調査の結果概要

平成21年3月に内閣官房IT担当室が実施した「添付書類削減の取組状況に関する調査」の結果を踏まえ、将来のデータ連携による添付書類の省略の可否等について、各省庁に再調査を実施。

## ○ 調査対象等

重点71手続<sup>※1</sup>のうち国が発行元となる添付書類を要する16手続のべ27添付書類を対象として、データ連携が可能となる絶対条件(手続の処理において添付書類の現物性・原本性が求められないこと等)を有しているかという点を中心に再調査したもの。

## ○ 実施時期

平成21年11月24日～12月25日

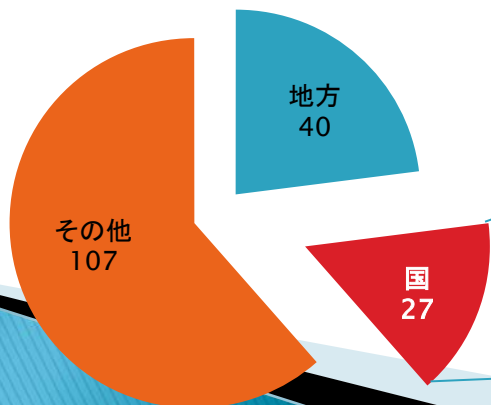
## ○ 調査結果の概要

9手続13添付書類<sup>※2</sup>については、データ連携が可能となる絶対条件を有している旨の回答があったところ。ただし、その場合であっても、当該手続で求められる添付書類の全てが該当するものではない。なお、データ連携の実現に当たっては、具体的ニーズに加え、費用対効果、制度面及び技術面からの実現可能性等について別途精査が必要。

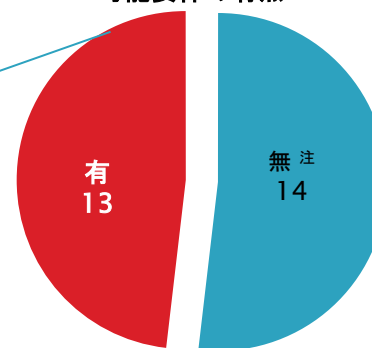
※1 ①国民等による年間申請等件数が100万件以上及び②主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等で、「オンライン利用拡大行動計画」(H20.9.12 IT戦略本部決定)において、オンライン利用率の大幅な向上を図るために重点的に取り組むこととされた手続等

※2 輸出入許可・承認証、家屋の登記事項証明書、商業登記簿謄本、自動車検査証の写し等

重点71手続における添付書類の発行元



国が発行元の添付書類におけるデータ連携可能要件の有無



注:不明分を含む。